

独立行政法人国立文化財機構契約監視委員会（平成25年度第2回）議事概要

開催日及び場所	平成26年6月13日（金） 東京国立博物館平成館第2会議室	
出席委員 （敬称略）	○委員長 松原 茂（根津美術館理事・学芸部長） ○委員 鮎川 眞昭（公認会計士） 橋本 彰吾（三越日本橋本店営業計画部長） 宮廻 正明（東京藝術大学教授） 服部 彰（独立行政法人国立文化財機構監事） 雪山 行二（独立行政法人国立文化財機構監事）	
審議対象期間	平成25年10月1日～平成26年3月31日 ※平成26年4月1日～平成26年9月30日（随意契約見込）を含む。	
個別審査対象案件	161件	○議事
平成25年度（10～3月期）契約（前回競争性のない随意契約）	6件	（イ）平成25年度（10～3月期）契約点検（前回競争性のない随意契約）
平成25年度（10～3月期）契約（前回一者応札・一者応募）	8件	（ロ）平成25年度（10～3月期）契約点検（前回一者応札・一者応募）
平成25年度（10～3月期）契約（競争性のない随意契約）	29件	（ハ）平成25年度（10～3月期）契約点検（競争性のない随意契約）
平成25年度（10～3月期）契約（一者応札・一者応募）	41件	（ニ）平成25年度（10～3月期）契約点検（一者応札・一者応募）
		（ホ）平成25年度（10～3月期）契約点検（その他案件）
		（ヘ）平成26年度（上半期見込）契約点検（前回競争性のない随意契約）

平成25年度（10～3月期）契約（その他案件）	73件	（ト）平成26年度（上半期見込）契約点検（競争性のない随意契約）
平成26年度（上半期見込）契約（前回競争性のない随意契約）	1件	
平成26年度（上半期見込）契約（競争性のない随意契約）	3件	
委員からの意見・質問、それに対する回答、及び審議総括	別紙①のとおり	

別 紙①

質 問・意 見	回 答
<p>1. 平成25年度(10～3月期)契約(前回競争性のない随意契約)の点検</p> <p>(1) 該当の契約6件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「博物館に初もうで」JR線交通広告掲出業務について、前回契約における予定価格に比べて今回契約における予定価格が下落したのはなぜか。 <p>(2) 総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度(10～3月期)契約(前回競争性のない随意契約)について、妥当であると判断する。 <p>2. 平成25年度(10～3月期)契約(前回一者応札・一者応募)の点検</p> <p>(1) 該当の契約8件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良文化財研究所所内ネットワークの保守業務について、要件を満たす業者が一者しかいないことを理由に一般競争入札から特命随意契約に移行しているが、事前確認公募によるべきではないか。 ・東京国立博物館で使用する電気について、前回契約における予定価格に比べて今回契約における予定価格が下落したのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公告の掲出駅数を絞った(37駅→25駅)ほか、ポスターの枚数を減らした(4枚組→3枚組)ためです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり、次回以降は事前確認公募に移行します。 ・電力料金単価は上昇していますが、一般競争入札の実施により、業者間での競争が働いたため、有利な価格になったものと考えられます。

<p>(2) 総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度(10～3月期)契約(前回一者応札・一者応募)について、奈良文化財研究所所内ネットワークの保守業務については次回以降事前確認公募に移行すること、その他については妥当であると判断する。 <p>公告期間が20日間未満となっている契約については、早期に仕様策定に着手するなど、20日間以上の公告期間を確保するよう努められたい。</p> <p>3. 平成25年度(10～3月期)契約(競争性のない随意契約)の点検</p> <p>(1) 該当の29件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州国立博物館ハローダイヤル情報案内業務について、特命随意契約を行っているが、前回委員会で東京国立博物館の同業務を一般競争入札に移行するとしたため、こちらも一般競争入札に移行すべきではないか。 ・特別展図録の購入分は、何に使っているのか。 ・文化財購入の予定価格はどのように決定されているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり、次回以降は一般競争入札に移行します。 ・館で使用する無償配布分(特別展開会式の来館者への配布、館研究員の使用分)としております。なお、購入価は販売価の7～8割程度です。 ・物件ごとに原則7名の外部有識者を買取評価委員として委嘱し、各評価委員の評価額のうち最高額と最低額を除いた残りの平均額
--	---

<p>・文化財の購入案件のうち、予定価格と契約金額に差がある（契約金額の方が低い）ものがあるが、それはなぜか。</p> <p>(2) 総括</p> <p>・平成25年度(10～3月期)契約(競争性のない随意契約)について、九州国立博物館ハローダイヤル情報案内業務について次回以降一般競争入札に移行すること、その他については妥当であると判断する。</p> <p>4. 平成25年度(10～3月期)契約(一者応札・一者応募)の点検</p> <p>(1) 該当の契約41件について</p> <p>・東京国立博物館託児サービスはどのように運営されているか。</p> <p>・政府調達手続の対象基準額(平成25年度は1,200万円)を超えていて同手続きを取っていない契約があるが、それはなぜか。</p> <p>・簡易型プロポーザル方式と企画競争は、</p>	<p>をもって予定価格としています。</p> <p>・文化財購入の契約金額は、上記の方法で算出された予定価格と所有者の売渡申出額を比較して低い方が採用されます。本件契約は、売渡申出額を契約金額としたため、予定価格と差が生じております。</p> <p>・3ヶ月以上～未就学児を対象に、原則毎月第1、第3土曜日、第2、第4水曜日の12時30分から15時30分まで行っています(要事前予約)。</p> <p>・特定役務のうち建設工事の調達契約は対象基準額が異なる(平成25年度は5億8000万円)ためです。また、展示会場の造作業務など特殊な業務は政府調達手続の対象外です。</p> <p>・簡易型プロポーザル方式は、工事案件に限</p>
---	---

どのように違うのか。

って採用され、応募業者の実績等により業務遂行能力が最も優れた者を決め、価格交渉後、契約を締結する方式です。

企画競争は、資格要件に合致する応募業者から提出を受けた企画提案書を審査し、企画内容等が最も優れた者と契約を締結する方式です。

(2) 総括

・平成25年度(10～3月期)契約(一者応札・一者応募)について、妥当であると判断する。

公告期間が20日間未満となっている契約については、早期に仕様策定に着手するなど、20日間以上の公告期間を確保するよう努められたい。

5. 平成25年度(10～3月期)契約(その他案件)の点検

(1) 該当の契約73件について

・官報公告掲載業務について、国立印刷局が全国一律料金で実施しているため、各業者の入札金額は全て同額となるが、契約相手方はどのように決定されるのか。

・入札参加業者でくじ引きを行っていただき、当選した業者を落札者としています。

(2) 総括

・平成25年度の(10～3月期)契約(その他案件)について、妥当であると判断する。

6. 平成26年度（上半期見込）契約（前回競争性のない随意契約）の点検

(1) 該当の契約1件について
特段の質疑事項はなかった。

(2) 総括

・平成26年度（上半期見込）契約（前回競争性のない随意契約）については、妥当であると判断する。

7. 平成26年度（上半期見込）契約（競争性のない随意契約）の点検

(1) 該当の契約3件について
特段の質疑事項はなかった。

(2) 総括

・平成26年度（上半期見込）契約（競争性の随意契約）については、妥当であると判断する。

その他

・様式について、情報量と記載欄が見合わないものも見受けられるため、より見やすくなるよう空白欄を削除する等、検討されたい。

以上